

## 日本学術会議歯学委員会歯学教育分科会からの「歯学教育改善にむけて」の報告に対する意見書

本報告書は次世代の歯科医師教育に向けての歯学教育の改善を提唱するものであり、その理念は正に時代の要求に叶っており、本報告書に述べられている「1. 作成の背景」には何ら意義を唱えるところはありません。しかし、本報告書は以下の点において、これからの世代の歯科医療を担う歯科医師養成のための歯学教育改善案としては、必ずしも適切とは言えません。

この意見書は、「歯学教育改善にむけて」の報告について、日本学術会議に再考をお願いするものであります。

### 総論

まず、総論では、内容が歯科医療に偏向しており、歯科保健に関する教育の重要性についての記述が極めて少ないと感じました。その極みは、本報告書が平成23年9月28日付けであるにも拘わらず、平成23年8月10日に公布・施行された歯科口腔保健法に関する記述が全くありません。時代のニーズは明らかに健康維持・増進に向かっているのに対し、本報告書では旧態依然とした治療中心の歯科医療が強調されています。国民の健康管理という視点に立った歯科医師を育成することの重要性を無視しているとも捉えられる本報告書の記述は、極めて遺憾であります。

さらに、歯科医師数の適正化と述べていますが、厚労省の意向のようにただ削減するだけで本当にいいのか、という論議が十分ではありません。デマンドとニーズを見据えて、データに基づいた将来予測を科学的に行った上での論議が必要です。昨年公表された『生きがいを支える国民会議』の提言にあるように歯科医師の活躍の場を歯科疾患の治療から地域社会やコミュニティーへの健康の支援にシフトしていく視点に立った教育改善の論が必要ではないでしょうか。

### 要旨 ii 頁 22-25 行

「歯学部卒業生のほとんどが地域歯科医療に従事することや、歯科医師臨床研修制度による研究マインドの涵養の阻害などから、歯学教育を担う後継者育成は必ずしも十分ではなく、将来の歯学教育を実践する上での大きな課題の一つとなっている。」

「地域歯科医療に従事することや歯科医師臨床研修制度による研究マインドの涵養の阻害が、歯学教育を担う後継者育成の妨げになっている」との論理展開は、今後重要性が増すと考えられる地域に根ざす歯科医療のあり方そのものを否定するものであり、偏向した医療観や研究観に基づく理念と捉えられかねません。地域医療に貢献できる歯科医師の育成は、これからの歯科医学教育に求められている社会の要請でもあります。地域の住民の要望に的確に応えられる歯科医師を育成するためには、地域歯科医療に従事しながらも歯学教育の担い手となりうる人材を輩出する必要があります。本報告書では、「卒業生のほとんどが地域歯科医療に従事することや歯科医師臨床研修制度がその妨げの大きな課題」として指摘していますが、臨床の質を向上させるためにはEBMなどを確立するための臨床研究が如何に大切であるかが記述されていません。臨床研究を推進する上で、歯科医師臨床研修制度は必ずしも障害にはならないことを理解すべきです。

### 要旨 ii 頁 30-34 行

#### (1) これからの歯科医師に求められる基本的な資質・能力

歯科疾病構造及び歯科に対する社会的ニーズの変化する中、歯科が担うべき役割は歯科疾患の予防・治療から新たな歯科医療技術を用いた顎口腔系の形態と機能の回復へとシフトしていることを認識し、新たな役割に的確に対応できる資質・能力が必要である。

歯科疾患実態調査に基づく近年の歯科疾病構造は、全ての年代で明らかに歯の欠損数の減少傾向を示しており、本報告書による「形態と機能の回復にシフトしている」とする根拠があまりに希薄です。本報告書は、「歯科＝補綴」という旧態依然とした歯科医療の概念に縛られたものであり、「歯学教育改善にむけて」という明日を目指す歯学教育の改訂の提言にはあまりに寂しい内容といわざるを得ません。年々増加する高齢者の口腔に残された歯の管理こそ、これからの歯科医師が対処すべき口腔の健康問題ではないでしょうか。

要旨 iii 頁 11-15 行

#### (4) 歯学教育を担う後継者の育成

歯学研究を担う歯科医師の確保のために、学士課程から大学院課程を通した一貫した教育プログラム・支援体制を構築する必要がある。特に、先進的な歯学研究を推進するための全国規模の研究センター設置の重要性を認識する必要がある。

全国規模の研究センター設置の前に、国民の口腔保健状況の把握を掌る独立した部署が厚労省の研究機関から消失したことを問題とすべきです。今後どのような歯科医療システムの発展を目指すかを考える上で、国民の口腔の健康状況の把握こそが、何よりも優先されるべきです。

本文 2 頁 9-16 行

それ故、これからの歯科医師は、歯科が担うべき役割は、齲蝕、歯周病といった歯科疾患の予防や治療から歯科インプラントに代表される新たな歯科医療技術を用いた顎口腔系の形態と機能の回復へとシフトしていることを正しく認識し、新たな役割に的確に対応できる資質・能力を身につけておかなければならない。すなわち、齲蝕、歯周病などの歯科疾患に関する幅広い知識と技術に加えて、リスクファクターの評価に基づいて適切な予防管理・指導と治療を選択・実践できる能力、並びに高齢者・障がい（児）者の特性及び全身疾患に関する基本的知識を有し、医科との連携の下で適切な対応や治療を実践できる能力が求められる。

「齲蝕や歯周病の予防に代わって歯科インプラントに代表される新たな歯科医療技術による形態や機能の回復がこれからの歯科医療の中心とする」考えは極めて独善的であり、この考えをサポートする根拠は極めて乏しいといわざるを得ません。前述のように、高齢者の現在歯は増加の傾向にあり、何を根拠に形態や機能の回復がこれからの歯科医療の中心としているかが不明です。また、本報告書では、「形態と機能の回復にシフトしている」と述べる一方、「適切な予防管理・指導を選択・実践できる能力を有することが求められる」と、取って付けていると解釈されても致し方ない後者の記述がなされています。これでは、本報告書の真意が何処にあるのかを理解するのは極めて困難です。

本文 3 頁 22-33 行

#### (1) 歯学部入学志願者の確保

##### ① 啓発活動を充実する

ア 国民に対して、「歯科医療は健康で快適な生活を支える、QOL に直結した重要な医療」であることをアピールする

イ 歯科医療の現状を正しく分析し、受験生や国民に対して、科学的な根拠に基づいて、少子高齢社会における歯科医療の将来像、理想像を示し、歯科の魅力・将来性をアピールする

② 国民総医療費における歯科医療費の配分割合の見直しなど、適正な歯科医療費について幅広く論議し、医師・歯科医師間の経済格差の解消をはかる

③ 人口動態や経済活動などの社会状況の変化、医療・福祉・介護の充実、医療・歯科医療の進歩、並びに入学定員（募集人員）に対する入学者充足率等を見据え、適正な歯科医師養成数を策定する

上記の方策に対する具体策を進めるためには、現状の歯科保健状況の把握とその将来予測が必要ですが、本報告書にはその点に関しての具体的な提案がなされていません。歯科口腔保健法第 11 条「口腔の健康に関する調査及び研究の推進等」にもその必要性が明記されていることから、そのような具体的方法論についても言及すべきです。

本文 4 頁 21-23 行

#### (2) 歯学教育課程編成の改善

① 改訂された歯学モデル・コア・カリキュラムを参考にし、各大学の人材養成目的に沿った形で、これからの歯科医師に求められる基本的な資質・能力を精査・設定し、歯学教育課程のさらなる改善・充実に努める。特に、以下の課題への対応が求められる。

エ 歯科インプラント、歯科再生療法、摂食嚥下障害療法に代表される新たな歯科医療技術に関する教育を学士課程から提供し、基礎研究と臨床研究の連携の重要性を認識させる

アからウについては資質・能力を精査・設定する以前に、特に対応が求められる課題として取り上げられることについての異論はありません。しかし、工に関しては保険医療でカバーされていない歯科インプラント、歯科再生療法がこれからの新たな歯科医療技術の代表であるとの提言ですが、ウで取り上げられている医療倫理的観点から見れば、一部の高額所得者だけが恩恵を受ける歯科医療技術をこれからの歯科医療体系にどのように組み込むのかについての疑問が残ります。すなわち、国民全体の健康と生活の質の向上を目指す将来の歯科医療の中にこれらの歯科医療技術をどのように位置付けるのかは必ずしも容易ではなく、慎重な議論が必要ですが、本報告書においてはこの点についての考慮がほとんどなされていないといわざるを得ません。また、摂食嚥下機能療法については、全国レベルで統一的な医療を提供するための基準を担保するEBMが十分に確立されておらず、研究的な要素が色濃く残されていることから、学士課程からの教育にどのように取り組むかも議論の余地があります。さらに、基礎研究と臨床研究の連携の重要性を認識させる上で、これらの歯科医療だけが特筆される理由も明確ではありません。

本文 5頁12-18行

### (3) 歯学教育を担う後継者の育成

歯学部を卒業した学生のほとんどが地域歯科医療に従事すること、医科との経済的な格差、歯科医師臨床研修制度による研究マインドの涵養の阻害などから、歯学教育を担う後継者の育成は必ずしも十分ではない。特に、臨床研修義務化以降、基礎研究志望者の減少が顕著で、歯学の基礎研究を担う歯科医師の確保は臨学一体となった歯学教育を実践するうえで大きな課題となっている。

既に要旨の項で述べたように、地域歯科医療に従事する歯科医師そのものが歯学教育の一端を担う優れた教育者であることを十分に評価する必要があります。そのような観点に立てば、歯学部の卒業生の多くが地域歯科医療に従事するという現状は、歯学教育を担う後継者の育成に必ずしも妨げにはならないと思います。また、「歯科医師臨床研修制度が研究マインドを低下させる」ということは基礎的な研究に限ったことであり、歯科医療に不足しているEBMの確立には臨床研究が不可欠であることは言及するまでもありません。したがって、このような考えは歯学における研究の範囲を矮小化した考えに立脚した上での歯科医師臨床研修制度の評価と思われる。今一度、臨学一体化の意味を基本に立ち返り考える必要があります。